

# 構造変更が加えられた自動車の 自動車税の課税免除制度のしおり【令和8年4月改訂版】

心身に障がい等のあるかたが利用される自動車のうち、次のような構造変更が加えられた自動車については、自動車税の課税免除の制度があります。

## 1 自動車税の課税免除が受けられる自動車

心身に障がい等のあるかたが専ら利用する、例えば車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車（8ナンバーの特種用途車に限る）。自家用、営業用の別は問いません。

## 2 申請手続き

### 1 新たに自動車を登録する場合【新規登録・名義変更登録・管轄変更による転入】

提出先(※1)	鳥取県自動車整備振興会内(鳥取運輸支局隣)の自動車税申告書の受付窓口
提出期限(※2)	自動車を登録するとき(申請のあった月の翌月から月割で課税免除)
必要書類	① 自動車税申告(報告)書 ② 課税免除申請書 ③ 自動車検査証の写し(後日提出) ④ 事実を証する写真 (構造変更の状態が確認できる内部の写真等を後日提出)

### 2 現在所有している自動車の場合【新たに改造等を行い8ナンバー車となった場合など】

提出先	管轄の県税事務所(下記問い合わせ先参照)及びとっとり電子申請サービス
課税免除の始期	申請のあった月の翌月から月割で課税免除(※3)
必要書類	① 課税免除申請書 ② 自動車検査証の写し ③ 事実を証する写真(構造変更の状態が確認できる内部の写真等)

(※1) 名義変更登録・管轄変更による転入で、提出期限が過ぎたあとに申請される場合は、管轄の県税事務所に提出してください。

(※2) 提出期限が過ぎたあとでも申請いただけますが、申請された月の翌月から月割で課税免除されます。

(※3) 賦課期日(4月1日)時点で課税免除の要件を満たすもののうち、自動車税の納期限(5月31日)までに申請した場合は、年税額が課税免除されます。(※5月31日が土・日曜日または祝休日の場合はその翌日)

## 3 継続手続きについて

翌年度以降も引き続き自動車税の課税免除を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。

2月～3月に各県税事務所から申請書類(継続用)をお届けしますので、課税免除の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を管轄する県税事務所に持参、郵送又はとっとり電子申請サービスにより提出してください。



### ◀ 問 い 合 わ せ 先 ▶

手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	(0857)20-3526	鳥取市・岩美郡・八頭郡
鳥取県自動車整備振興会内(鳥取運輸支局隣)	〒680-0006 鳥取市丸山町233	(0857)23-6649	新規登録・名義変更登録・管轄変更による転入
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	(0858)23-3107、3112	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所	〒683-0823 米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所本庁舎2階	(0859)31-9605、9620	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
西部県税事務所日野支所	〒689-4503 日野郡日野町根根140-1	(0859)72-2083	日野郡
県庁税務課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	(0857)26-7054	